

# 福岡県公報

平成二十年九月五日  
第二千八百七十号  
増刊 ①

## 目次

規則(第五十三号)

福岡県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則

(薬務課) …………… 一

## 規則

福岡県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年九月五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十三号

福岡県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則

福岡県麻薬中毒者措置入院費徴収規則(昭和三十八年福岡県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「保護をつけて」を「保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による支援給付を受けて」に改める。

別表中「一、五〇〇、〇〇〇円以下」を「一、四七〇、〇〇〇円以下」に、「一、五〇〇、〇〇一円以上」を「一、四七〇、〇〇一円以上」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県麻薬中毒者措置入院費徴収規則別表の規定は、平成二十年六月一日から適用する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）